

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
悪臭防止法第8条第2項	悪臭原因物の排出に係る改善命令 又は措置命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第8条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。